

# 職人の世界

## —モノづくりと人づくりの原点—

元職業訓練大学校指導学科教授 山崎 昌甫

### 1. 「お前は学校へ行け！」

これは小学校5年当時、父が私に言った言葉である。軍人志望で兵隊ごっこに夢中になっていた私に、“ちゃんと”勉強することを促すとともに、わが家の仕事への能力がないことをみてとって「宣言」したときの言葉である。図画、書き方、手工が下手で成績もよくなかったからである。私の兄3人は高等小学校を卒業すると、父親の弟子として家の仕事をしていた。多趣味の父の影響を受け、仕事と関係のある趣味をのぼすことには費用を惜しまなかったで、それぞれの分野の展覧会などで高い評価を受けるまでになっていた。

このような事情が、敗戦後、陸軍予科士官学校から復員し、改めて大学に進学して専攻することになったのが技術教育関係とりわけ技能の問題、職人の修行のプロセス、そしてこれとは対称的な会社つまり、企業内技術教育を研究するようになったのではないかと思っている。もちろん家の仕事の社会的役割を簡単に解明できるとは思ってはいなかった。

父は、田舎の資産家の家に生まれ、東京の法律専門学校に進学したが、油絵に夢中になって絵画塾に通っていた。ところが祖父が投機に失敗すると迷うことなく学校を退学し、絵の師匠の薦めで造形職人の道に進んだ。どのような経緯でそれを選んだのかは聞かなかったが、やがて工芸彫刻とりわけ原型彫刻を職業にするようになった。工芸的あるいは美術的な原型彫刻は、当時ほとんど造幣局のような条

件の整っている所でしか行われていなかったという。私が「学校に行け」と言われた当時、私には判断がつかない種類の形状そして膨大な数の手作りの鑿はもちろんだが、わが家は「町工場」のような設備を備えていた。50トンプレスをはじめ、旋盤、形削盤、鋸盤、ボール盤さらに焼き入れのための炉を備えていた。工作機械類は、納得する仕事をするためには外注ではなく自製しなければならなかったからである。仕事は、立方体の鋼塊に注文に応じて男型、女型を彫刻し、最終的には男型に真鍮板など置いて形押しするためである。町工場で働いていたわけではないのにこれだけの機械を備えてこれを使いこなすようになるまで、原型彫刻をしながら学び取ったというのである。職人が一家を持ち、弟子を抱えて仕事場を運営するまでの道のりは、まさに職人の修行に共通するものであったに違いない。しかし家業の原型彫刻という仕事を営む所はきわめて希であったらしい。職人として独自の仕事を身に付けるためには、彼にとって「学校」は役に立たないと思っただけに違いない。その仕事に向いた基礎的な能力、その仕事に興味を持っており、さらに仕事に関する領域に積極的にかかわっていく意欲が必要なのである。

身近な職人の仕事ぶりは、店を開いた優れた日本料理の職人のカウンター越しに見る仕事ぶりを見ているとわかる。繊細かつ的確な腕、つまり、料理方法はもちろんだが、工夫、研究次第で数知れないメニューを創作する知識、経験、そればかりでなく、料理を美しく見せる優れた美的感覚、さらに営業の

実践的な知識が不可欠である。違った領域では、棟梁と呼ばれている建築職人の親方は、職人といわれている人々の中でも1つの典型的なタイプといえるだろう。設計・製図そして建築素材の吟味・選択はもちろんだが、請け負った建物の歴史的、社会的意味を理解しており、さらに建物の内装、置物、時には庭を含めた仕事をも受け持たなければならない。これには建築そのもの以外の職人の信頼を得なければならず、建築以外の知識、教養を持っていなければ総合的な仕事の指揮はできない。特に神社・仏閣を手がける宮大工といわれる親方職人=棟梁の多くは、現代建築を職業とする技師と呼ばれる人々が、種々多様な職人の頂点に立っている点では共通だが、学校というシステムの中で専門教育されたわけではないにもかかわらず、現代建築に比肩する建物を作ることができるのを見ることができる。

## 2. 見て習い、して習い、聞いて習う

親方の元で修行する徒弟は、現代の学校で行われているような教育を受ける、あるいは教えてもらうことはない。近代学校が、生徒・学生を集団として教育するのは対称的に、徒弟は親方あるいは職人とman to manの関係の中で育てられる。また「聞いて習い、して習う」という学校の教育の仕方とは逆の関係である。しかも学校教育の中核である教科教育では「見て習う」ことは重視されない。しかし徒弟はこの「見て習う」ことから彼らの全生活がはじまる。徒弟が、職人になり、さらに親方になるまでの全修行過程も、いわば「見て習う」、見習いのプロセスであるといってもよいであろう。多くの人間国宝といわれる「無形文化財保有者」としての職人が「生涯修行です」と言うのは、自らの手で完成した作品を超えて次の仕事が始まる時、そこには吟味、評価するという意味での見習いがあり、同業他者の優れた作品に啓発された場合も、「見習う」行為といってもよいであろう。しかし親方と徒弟の関係は雇用関係である。したがって徒弟の「見て習う」または見習いは、この関係の中でのそれあることはいうまでもない。

見習うという行為は、ただ眺めるのとは質的に違っている。見る範囲、見る視点、見たものの自らへの取り込みは、修行の経過とともに違ってくる。上で「親方と徒弟の関係は雇用関係である」と言ったが、それはいわゆる教育的関係とは異なることを意味している。つまり、この親方-徒弟という雇用関係は、十歳代で職業経験がない者を徒弟として受け入れる。しかも徒弟は後述するように厳しい条件を満たした後に就業することになるが、入職する徒弟すべてに「やる気」があるのか、厳しい修行に耐える「根性」があるか、つまり「仕込みがい」があるかは始めてみなくてはわからない。したがって遠藤元男が述べているようにそれは厳しい労働、しごきととられることもあった<sup>(1)</sup>。

徒弟の労働のうち、その初めは仕事に関係することよりも、家事労働の比重が大きかった。家事労働には水汲み・飯炊き・庭掃き・風呂炊き・子守り・使い走りなどがあった。仕事に関することといえば、道具の整備や材料の運搬や簡単な初歩の仕事と道具の使い方といったものであった。いわば下働きである。仕事についても、見様・見真似で覚えるとか、仕事は盗めとかいわれている。口でいうより手が先に出るといったこともあった。何十年と一つの仕事に打ち込んできた職人の談話には、きびしく仕込まれ、しごかれた徒弟時代のことがなつかしく語られている。親方に対する恨みがましい気持ちはない。そうしたしごきに耐え抜いてきたからであろう。耐え抜くことが、人間形成の要点であった。

現代であれば、徒弟に入ることは雇用関係の下での修行であったにしても義務教育終了後であるから、家事労働に使い回されることはないであろう<sup>(2)</sup>。しかし江戸時代であれば12、3歳で徒弟として雇い入れられやがて彼が職人になりさらに親方になって一家を構えることになれば、それは貴重な経験の内に入るであろう。いずれにせよ、家事労働に従事させられることはなくなったにしても、徒弟修行の厳しさは変わらない<sup>(3)</sup>。

徒弟にとって「して習う」または「し習う」ことは、遠藤の「仕事に関することといえば、道具の整

備や材料の運搬や簡単な初歩の仕事と道具の使い方といったものであった。いわば下働きである。仕事についても、見様・見真似で覚えろとか、仕事は盗めとかいわれている。口でいうより手が先に出るといったこともあった」し、それはよく言われるように「仕事は盗め」ということであれば、「聞き習う」ことは徒弟の段階ではほとんどないといってよいようである。また徒弟も教えて貰えるとは思っていなかったようである。これは日本でも外国でも共通していたようである。よく知られている著作にも例えば「棟梁の義務は二種類になって居る。一は良く世話をする事即ちその徒弟を食わせたり寝させたり暖を取らせたり時には着物を着せる事、二は彼をして十分その工場の事ことを修行せしめる事である。……ところが棟梁たちはこの最期の義務を十分完全に尽くさなかったらしい」<sup>(4)</sup>。また「16歳3ヵ月の時の年季奉公の有様は厳しいものであった『親方は私に食物と寝床を与えてくれたがそれだけしかくれず、何ひとつ元気づけるようなことはしてくれなかった。彼は毎朝、冬でも夏でも五時前に私を起こし夜八時か九時まだ働かせた。……私は四階に寝た。親方の寝室は私のすぐ下である。朝になると、彼は棒で天井をつついて私を起こす。そして、彼の方は寝床から離れようもしない。……私が彼のところへ来たとき、私はすでに道具の使い方を知っていた。……彼は私に私が知っていることをさせ、それ以上は何もさせなかった。もし私が彼の仕事場で幾分進歩したとすれば、それは、彼に教わったからではなく、彼の知らぬ間に仕事を通じて独りでに会得したものである』」<sup>(5)</sup>と。わざわざこのような事実を書いているのは、このような事例が珍しいものではなく、当たり前のことであったのではないか。

### 3. 職場の「教育」環境、職場の「教育」機能

ここで「教育」と表現したが、すでに指摘したように学校教育に典型的にみられるような「教育」は行われていない。しかし「教育」が行われなくとも徒弟はやがて職人になり、さらに機会と条件に恵まれば親方になる。これは洋の東西を問わず変わり

ない。

小関智弘には「仕事が人をつくる」<sup>(6)</sup>という著作がある。この本を通読すると、徒弟は仕事を通じてこそ職人に、さらに親方になるのだということがわかる。特に「世間には、職人の世界では仕事は盗んで憶えろで、技能を親切に教えてくれることはない、という通説がまかり通っている。私はそれは俗説に過ぎないと思っている。……本当に優れた町工場の職人たちはそうだった。こちらが真剣なら、むこうも真剣になった。ありったけのことを教えてくれた。優れた職人たちは『自分を越えるような職人を育てられないようじゃ、半端職人だ』と、言い伝えてきた」と指摘している。ここで取りあげられている10人の職人はみな「現代」の職人であるから、中・近世の職人とは違った条件に置かれているのでこのような言い方ができたのではないか。ともあれ、共通していることは、回りくどい言い方をすれば、まず仕事をする職場ないし仕事場があり、そこに仕事があり、一緒に仕事をする職人、親方がいるので、職人を志す若者は、親方と徒弟契約を結んだうえで仕事を与えられて初めて職人への道が開かれるのである。上で引用した「彼のところへ来たとき、私はすでに道具の使い方を知っていた」というのは希なことであろうから、若者は職場に入って仕事を含む職人世界全体を初めて見ることになる。契約以前に「眺めていた」仕事、職人の世界とは違った現実を「見る」ことになり、そこで修行することになる。

新入りの徒弟に対する扱いは、親方、職人、すでに住み込んでいる徒弟の置かれている条件、人柄によって様ではない。緊張した彼には何から始めるのか、何をしたらよいかわからない。彼がまず接触するのは職人であり、先輩の徒弟であり、彼らの動きを「見る」ことから始まり、彼らに指示され、言いつけられたことをこなすことから1日が始まる。はじめて経験する彼にとっては、すでに述べたようにもたまたした彼に対して「口で言うより手が先にでる」であろうし、時にはしごかれることになる。見習い、し習うことが精いっぱい聞き習うところではないであろう。こうした雰囲気であるから、親方は仕事に関する限り遠い存在であり、直接教え

られることはほとんどないに違いない。つまり徒弟は雰囲気溶けこみ、そこで主体的、能動的に行動することによって徐々に職人の世界への見通しができるようになるばかりでなく、その仕事に喜びを感じ、その仕事の社会的意義を実感するのである。それでなければ「何十年と一つの仕事に打ち込んできた職人の談話には、きびしく仕込まれ、しごかれた徒弟時代のことがなつかしく語られている」ことはないのではないであろう。このような職人にとって彼の仕事は性にあった職業であり、それを誇りに思っており、一人前の生活をおくることができたのではないか。彼の職業生涯は、尾高邦雄の「職業は個性の発揮、連帯の実現及び生計維持の三面よりなる行為様式である」という職業の定義に当てはまる場所があるのではないか。尾高は定義のもつ意味を次のように言う<sup>(7)</sup>。

職業が単なる労働とは異なることも亦明かであろう。職業はむしろ労働以上のものである。一方でそれはそれ自身が喜悦であるところの労働である。なぜなら職業に於いては人々の天賦なり才能なりが発現向上せしめられるべきであるから。他方ではそれはそれ自身が義務であるところの労働である。なぜなら職業に於いては人々の役割なり使命が果たされるべきであるから。畢竟職業は労働と異なり常に一定の社会的全体を予想する。共同の生活を営む他者の存在せぬところに職業はない。蓋し生活を共同にすればこそ連帯は起こるのであり、又他者あってこそ個性の意味は生ずるのである。……職業は社会生活の根幹をなす。しかも同時にそれは社会生活なきところには存在し得ない。他と異なる個性を発揮して他の為に連帯を実現すること—それが職業の職業たる所以である。

#### 4. 職人の社会的位置

「徒弟は……厳しい条件を満たした後に就業することになる」と書いたが、遠藤は次のように書いている<sup>(8)</sup>。

徒弟として弟子入りを許されるものは、一般の奉公人の

場合と同様に、まず賤民でないことと犯過者でないことが、重要な条件として要求され、妻であればさらに夫の同意、村方からの出身では奉公免許状、また以前に職歴をもっている者は前の奉公先の了解をそれぞれ必要とした。さらに、徒弟の場合に限って、これに加えられる必要条件としては、まず第一に、技術の習得に適格であり、しかも労働力が低廉であることが重要視されるので、弟子入り希望者は低年齢であるということがあった。……また、封建社会の封建的性格からして、他領への技術の漏洩を阻止し、原料の仕入と販路の独占を維持して狭隘な市場を防衛を図るために、他領出身の弟子入りは許されなかった。……弟子入り・弟子取りの契約は、まず目見えによって親方の承諾を得たのちに、弟子入金(手付け)あるいはこれに準ずる酒肴料を納入して正式の請状(契約証書)が作成されたが、この請状作成は法規的に契約成立のための必要条件として要求されていたものの、現実の仲間の掟書きなどにこれを規定した例はまれで、多くの場合は慣習によって請状を経ないで契約を成立させていたようである。

ここで厳しい弟子入りの要件とされている2つの要件のうち犯過者でないことは十分理解できるが、賤民とはどのような人達であったのだろうか。日本ではすぐに牛馬の死体処理などに従事する穢多、罪人、極貧の人あるいは犯罪人を指す非人という差別用語が思いうかぶが、それがなぜ排除されるのだろうか。ごく普通の当たり前の人間でないからであろうか、徒弟制度の維持という目的から排除されるのであろうか。ヨーロッパでも『古き手工業』において『名誉』と『不名誉』の概念がいかに成立し、なぜ『不名誉』な職業の出身者、結婚によらざる私生児が手工業から排除され、犬・猫・自殺者の死体に触れた者が忌み嫌われたのか、今日でも定説はないといってよい。それは『名誉』の起源がきわめて古い時代にさかのぼり……その多くを民間伝承に頼らざるを得ないためである」と指摘しているのが「手工業の名誉と遍歴職人—近代ドイツの職人世界—」<sup>(9)</sup>である。そして驚くべきことは1731年の帝国手工業法令によってようやく排除されたものには、なお次のような人々を『名誉なき人々』としていた

らしいことである。

- (1) 共同体に属さない異端者－大道芸人, 乞食, 浮浪者, ジブシー, 宗教的異端, 異教徒, ヴェント人 (スラブ人)
- (2) 共同体とその住民に奉仕する下級吏員と職業－A治安維持機構の下級吏員－死刑執行人, 裁判所下僕, 都市下僕, 裁判所番人, 門番, 森林番人, 耕地番人, 夜警, 乞食取締人 B公共サービスに従事する職業－墓堀人, 道路・河川・下水清掃夫, 皮はぎ人, 製粉屋, 羊飼ひ, れんが製造工, 陶工, 風呂屋, 床屋 Cその他麻織布工

したがって手工業者の名誉綱領は,

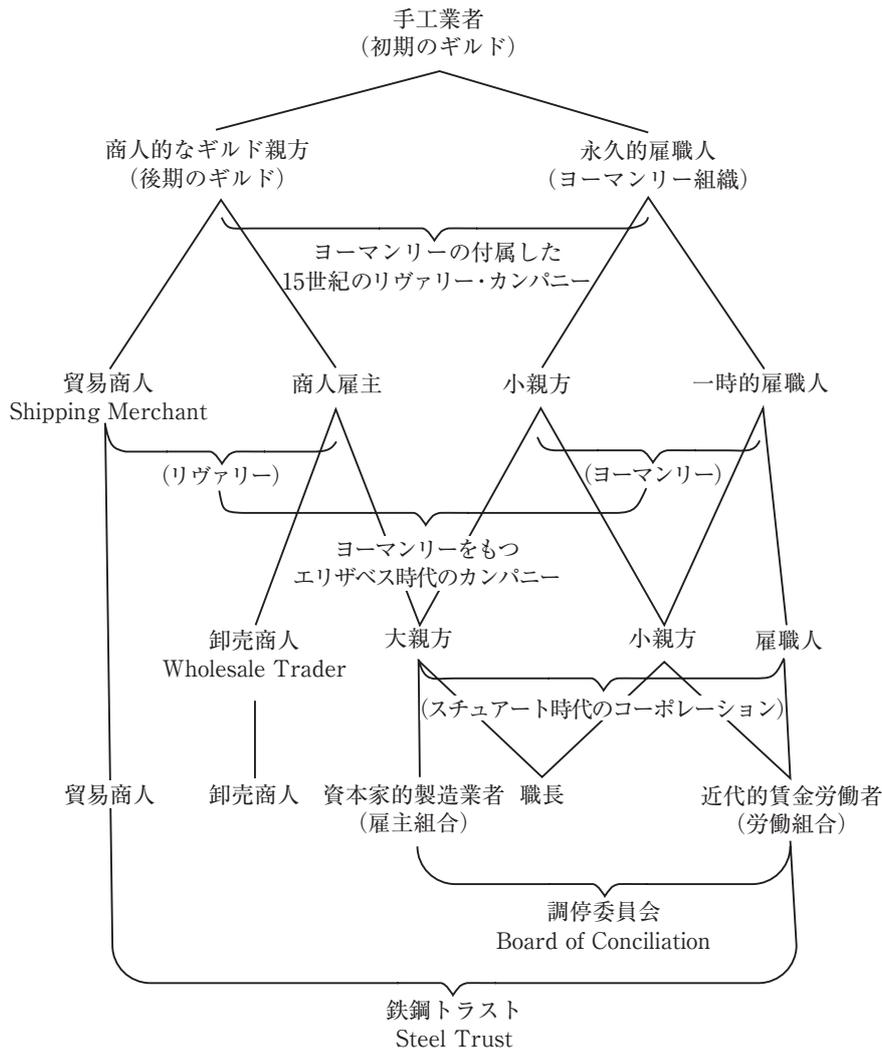
- (1) キリスト教徒であること
- (2) 結婚によって生まれた嫡出子であること
- (3) 犯罪の前歴がなく品行方正であること

(4) 共同体の定住民であること

(5) 共同体に依存し共同体員に奉仕する従属的労働でなく, 自分の力によって独立の職業を営むこと

をあげ「ドイツの『古き手工業』の『名誉』の最大の特徴は, この第五項目にある」としていることは納得できる。ただ当時の独逸では, 職人は親方にならない限り都市市民としての市民権は認められない。例えば次のような記述がある。

中世から近世にかけてのヨーロッパの都市に於いては市民と住民とはハッキリ区別されていた。……土地と家屋の取得権, 手工業と市民権との結びつきは最期まで強固に維持されていた。市内で土地と家屋を購入する場合には, 市民権を取得することが必要であったし, 市内で手工業を営もうとする場合にも, 親方試験を受けてそれぞれの同業組合から親方



権を認めてもらった上に、市民権を獲得することが不可欠であった。土地と家屋の取得権、手工業の営業権と市民権との結びつきは最後まできわめて強固に維持されていた。……

ハノーファーにおいては一体どの程度の居住者が市民権を取得していたのであろうか……17世紀末から18世紀にかけてはほぼ固定的に1,000人程度の世帯主が市民権を保有していたのではないかと推測されている。この推測が正しいとすれば、1755年のハノーファーの人口1万2,922人の中で市民権保有者が占める割合は7.7パーセントということになる。また所帯主はこの時期3,000人程度あった見られるので、所帯主のおよそ三分の一が市民権保有者であったと言うこととなる<sup>(10)</sup>。

つまり職人の内は、土地はもちろん家屋を手に入れることができなかった。したがって彼らは親方に傭われているか、遍歴中の職人であったということになる。

いずれにせよ、資本主義の成立・発展、工場制機械工業の成立・発展とともに同業組合つまり、ギルドは崩壊し、多くの手工業者は姿を変えていく。その経過はG.アンウィンの描いたイギリスの「階級形成の過程」の図式<sup>(11)</sup>にその一端を見ることがで

る。手工業時代の徒弟、職人の修行過程を、現代教育学の「学習過程」と呼んだにしてもそのニュアンスはかなり違う。それは「非学校教育」的な自立した積極的・能動的なものである。しかし科学的管理法によるあるいはそれをベースとした労働は、企業の経営管理のもとでの労務管理、その一貫としての教

育訓練管理によるまさに管理された労働であるといえよう。この問題についての詳細は別稿をご参照いただきたい<sup>(12)</sup>。

#### <注>

- (1) 遠藤元男：「職人と生活文化」、『日本職人史の研究』Ⅳ，雄山閣，p.47，昭和60年。
- (2) 労働基準法作成過程では、第7章第69条は「徒弟制度」についての規定があり、家事労働等に酷使することを禁ずる文言がある。この禁止規定は、昭和22(1947)年制定時には第68条で「徒弟の禁止」として残され、第69条で「技能者の養成」が「徒弟制度」に代わって規定された。
- (3) ここで職人という表現を、職業人と同義に、また徒弟→職人→親方という階層の一段階として使う場合とがある。
- (4) ビエール・ブリゾン・臼井勝喜代訳：『中世職人史』，西田書店，p.33，1986年。
- (5) G. ルフラン・小野崎晶裕訳：『労働と労働者の歴史』，共立出版，pp.167～168，昭和56年。
- (6) 小関智弘：『仕事が人をつくる』，岩波新書，pp.10～11，2001年。
- (7) 尾高邦雄：「職業社会学」，岩波書店，p.23，pp.15～16，昭和16年。なお「新稿 職業社会学 第1分冊」では「職業とは個性の発揮，役割の実現及び生計の維持を目指す継続的な人間活動である」としている。(福村書店，p.23，19953年)
- (8) 遠藤元男：「日本職人史序説」、『日本職人史の研究』Ⅰ，雄山閣，pp.141～142，昭和60年。
- (9) 藤田幸一郎：『手工業の名誉と遍歴職人—近代ドイツの職人世界—』未来社，p.38，pp.58～59，1994年。
- (10) 谷口健治：『ハノーファー—近世都市の文化誌—』晃洋書房，pp. 8～11，1955年。
- (11) G. アンウィン・樋口徹訳：『ギルドの解体過程』，岩波書店，p.15，1980年。
- (12) 本稿は元木健・田中萬年編：『非教育の論理—「働くための学習」を考える—』(明石書店・2009年11月)に寄稿した「管理された労働」および「若者をどこへ」の序編として執筆したものである。したがって「別稿」とは同書の論を意味している。